

名古屋市告示第481号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年10月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
さくらクリニッ クみみ・はな・ のど	名古屋市昭和区菊園町 1丁目 9番地	令和 6年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課